

上越市中山間地域振興基本条例

私たちのまち上越市は冬になると雪が降ります。積もる量は日本屈指、ここは豪雪地帯です。雪の中で暮らす人たちは助け合い、人としてのやさしさとたくましさをもって生きてきました。

山々に降った雪や雨は、大地にしみ込み、里へと流れ、日本海に注ぎます。その水を含んだ大地は、私たちにとって大切な命の源であり、郷土の誇りコシヒカリや多くの野菜を実らせ、日本海の豊富な海の幸を育み、私たちの暮らしを支えています。

山があり、海があり、大地がある私たちのまち上越市は、私たちにとって地球上の他の地域に求めることのできない心のふるさとです。

しかし、市域の多くを占める中山間地域では、社会経済構造の変化の中で人口減少や高齢化が進み、農地は荒れ、集落の存続が危ぶまれる状況が広がってきています。

こうした流れに歯止めをかけなければ、上越市の未来はありません。私たちは中山間地域の資源やそれらが産み出す恩恵が市民共有の財産であることを理解し合い、市民みんなで中山間地域を支え、市民が安全に安心して住み続けることができる地域社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中山間地域の振興について、基本理念を定め、並びに市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、中山間地域の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中山間地域の振興を総合的に推進し、もって市民が安全に安心して住み続けることができる地域社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 中山間地域 金谷区、谷浜・桑取区、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区及び名立区の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域の区域を除く。）並びに市長が認める区域をいいます。
- (2) 中山間地域の公益的機能 中山間地域の有する水、空気等の資源を産み出す機能、国土保全機能その他の機能をいいます。
- (3) 地域住民 中山間地域に居住をする市民をいいます。

(基本理念)

第3条 中山間地域の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければなりません。

- (1) 中山間地域の公益的機能は市民共有の財産であり、市民生活の維持向上に必要不可欠なものであることを踏まえ、その機能の維持に努めること。
- (2) 市民が中山間地域の公益的機能による恩恵を享受していることを認識し、その維持の重要性を理解すること。
- (3) 地域住民が安心していきいきと暮らし続けられるようにすること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければなりません。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとします。

2 市民は、自主的かつ主体的に中山間地域の振興を図るよう努めるものとします。

(施策の策定等に関する指針)

第6条 市は、中山間地域の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

- (1) 中山間地域の自然環境を保全すること。
- (2) 中山間地域の公益的機能の維持についての意識を市民が共有できるようにすること。
- (3) 中山間地域の集落の実情に応じて生活環境の向上を図ること。
- (4) 中山間地域における産業の振興を図ること。
- (5) 中山間地域における定住の促進を図ること。
- (6) 多様な地域間交流を推進すること。
- (7) 中山間地域の振興に資する自主的かつ主体的な取組を支援すること。

(施策の取組方針等)

第7条 市長は、基本理念及び前条に定める指針にのっとり、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、中山間地域の振興に関する施策の取組方針等をまとめ、毎年度、議会に報告するとともに、市民にこれを公表しなければなりません。

(推進体制の整備等)

第8条 市は、中山間地域の振興に関する施策を策定し、及び円滑に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとします。

(市民の意見等の施策への反映)

第9条 市は、市民の意見及び中山間地域の現況を把握し、中山間地域の振興に関する施策

に的確に反映させるために必要な措置を講ずるものとします。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、中山間地域の振興に関する施策の実施状況等について議会に報告し、これを公表しなければなりません。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。